



**手話通訳者を
配置しています**

火曜日 午前9時～正午
木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
※上記以外の曜日のご利用につき
ましては、お問い合わせください。

問合先 障がい福祉課
☎485・5980 FAX444・1074

✉shogai@city.ama.lg.jp



子育て応援！
ファミリー・サポート・センター依
頼会員を募集します！

子育てのお手伝い（お子さんの送
迎・一時預かり）をしてほしい方、地
域の方にお願ひしてみませんか？

登録説明会
日時 7月12日（水）
午前10時～11時30分

場所 大治町総合福祉センター
対象 生後4か月から小学校6年生

までのお子さんがいるあま市、ま
たは大治町内在住、または在勤の
方

※妊婦さん、または生後4か月未満
のお子さんをお持ちの方も仮登録
可能。事務局へお問い合わせくだ
さい。

※登録説明会への参加が必要です。
都合がつかない場合は事務局へお
電話ください。

定員 10人
申込 説明会の3日前までに電話、
またはメールでお申し込みくださ
い。

※説明会の無料託児有り。（4か月か
ら未就学児まで、要予約、定員有
り）託児を希望の方は開催日8日
前までに申し込みが必要です。

メール申込 件名「説明会申込み」、
本文に「氏名、電話番号、参加日、託
児の有無（有は名前、よみがな、生
年月日）」を記入して送信してくだ
さい。

問合先 あまつ子はるっ子ふあみさ
ぽセンター事務局（七宝公民館1
階）

☎462・20150
☎462・20160
✉ama-harufamisapo@clovernet.ne.jp

**低所得の子育て世帯生活支援特別
給付金のご案内**

食費等の物価高騰に直面し、影響
を特に受ける低所得の子育て世帯に
対し、特別給付金を支給しています。
支給対象者

○ひとり親世帯分

- ① 次のうち、いずれかに該当する人
- ② 令和5年3月分の児童扶養手当の
支給を受けている人及び4月分の
新規児童扶養手当の支給を受けて
いる人
- ③ 公的年金給付等を受けていること
により令和5年3月分の児童扶養
手当の支給を受けていない人
- ④ 食費等の物価高騰の影響を受けて
家計が急変している、児童扶養手
当の支給を受けている人と同じ水
準の収入の人

**○ひとり親世帯以外の低所得の子育
て世帯分**

- ① 令和4年度子育て世帯生活支援特
別給付金（ひとり親世帯以外の低
所得の子育て世帯分）支給対象者
- ② ④の対象者以外で、平成17年4月
2日から令和6年2月29日生まれ
の児童（一定の障がいがある場合、
平成15年4月2日生まれ以降の児
童）を養育する人のうち、食費等の
物価高騰の影響を受けて家計が急

変し、次のいずれかに該当する人
ア 令和5年度の住民税均等割が非
課税の人
イ 令和5年度の住民税均等割が非
課税である人と同様の事情にある
と認められる人

申請期間
① または④に該当する人
申請の必要はありません
②、③、⑤に該当する人
令和6年2月29日（木）まで
※申請書は、子ども福祉課で配付し
ています。

支給時期
① または④に該当する人
令和5年5月31日（水）に支給済
※児童扶養手当の認定が遅れている
人については、認定が下り次第随
時支給をしています。

②、③、⑤に該当する人
申請から約1か月以内
※支払通知を送付しますので、ご確
認ください。

支給額
児童1人当たり一律5万円

申請場所 子ども福祉課
※「ひとり親世帯分」と「ひとり親世
帯以外の低所得の子育て世帯分」
の両方に該当する場合、どちらか
一方のみ支給を受けることができ

ます。

問合先 子ども福祉課

☎444・3173

FAX 443・2571

募集



保育園会計年度任用職員(保育士)

募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時～午後7時(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)

週5日以内

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書

保育園会計年度任用職員(准看護師)

師または看護師)募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前8時～午後4時30分

(うち7時間以内勤務、休憩1時間)

有)、週5日以内

応募資格 准看護師または看護師免許を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書

提出先 保育課

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 保育課

☎485・5988

FAX 443・2571

パートタイム会計年度任用職員

(放課後児童支援員・補助員)募集

業務内容 児童クラブ運営業務

勤務地 市立放課後児童クラブ実施施設15か所

勤務時間 午後2時30分頃から午後7時まで

※土曜日、学校休業日等は午前7時30分～午後7時(うち6時間程度・交代制)、週3日～5日

応募資格 放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園・小中学校教諭・社会福祉士の資格を有する方

補助員については特になし

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格証の写し

証の写し

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先

七宝地区 七宝児童館

☎・FAX 442・2550

美和地区 美和児童館

☎・FAX 443・5454

甚目寺地区 甚目寺北児童館

☎445・1367

FAX 445・0346

寄附



寄附のお礼

株式会社GIFT・株式会社愛知銀行今池支店様

子どもの教育のために

CDラジオ4台及びCDラジカセ1台

市民の方

甚目寺小学校、甚目寺南小学校、甚目寺東小学校及び甚目寺西小学校

の図書購入費として

現金40万円

チアフル・ママ様

図書館及び子育て支援センター等のために

書籍『100 Women's

』

Life』20冊

NPO法人いち・たす・いち様

来庁者のために

自走式車椅子2台

ご厚意ありがとうございました。

問合先 財政課

☎444・1714

FAX 444・0982

税



特定小型原動機付自転車用(電動キックボード等)のナンバープレートについて

令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律のうち、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の交通方法等に関する規定が施行されます。

対象車両

原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、左記の要件全てに該当するもの。

一 原動機の定格出力が0.60kw以下

二 長さが1.9m以下、幅0.6m以下

三 最高速度が20km/h以下

四 走行中に最高速度の設定を変更
 することができないこと

五 オートマチック・トランスミッション
 ヨン(AT)であること

六 最高速度表示灯(灯火が緑色で、
 適切に点灯または点滅するもの)が
 備えられていること 等

これらすべてに該当する車両にお
 いては、税務課窓口にて特定小型原
 動機付自転車用ナンバープレートの
 交付申請を7月3日から受け付けま
 す。また、改正法施行日より前に従来
 のナンバープレートが交付されてい
 る車両については、特定小型原動機
 付自転車用ナンバープレートへの交
 換が可能です。ただし、ナンバーの引
 継ぎはできません。あらかじめご了
 承ください。

ナンバープレートの交付申請について
 ○新しくナンバープレートを取得す
 る場合

申請方法については、従来の原動
 機付自転車と変わりません。

○特定小型原動機付自転車用ナン
 バープレートへの交換を希望する
 場合

手続きには左記4点が必要となり
 ます。なお、ナンバープレートの交換
 費用は掛かりません。

・対象車両が分かる書類(説明書等)

・交付したナンバープレート
 ・標識交付証明書
 ・本人確認書類

「ご不明な点につきましては、税務
 課までお問い合わせください。」

問合先 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856



金婚夫婦の申込受付のご案内

市ではこのたびめでたく結婚50
 年を迎えられた夫婦に対し記念品を
 贈呈し、お祝いします。

対象

昭和48年12月31日以前に婚姻され
 た夫婦(婚姻届以前に事実上婚姻関
 係にある場合を含む。ただし、以前に
 金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚
 50年を迎えられてからあま市に転入
 した夫婦を除く)

住所要件

9月1日現在、市内に住所を有す
 る夫婦

受付期間

7月10日(月)～8月18日(金)
 (土・日曜・祝日を除く)

受付場所 高齢福祉課

申請方法

受付場所にて申請書を用意してい
 ます。必要事項を記入して提出して
 ください。

※本籍が市外の方は婚姻日の確認の
 ため、戸籍謄本(取得から3か月以
 内のもの)の添付が必要です。

問合先 高齢福祉課

☎444・3141

FAX 443・3555

**介護保険負担限度額認定の更新
 について**

介護保険負担限度額認定とは、要
 介護(要支援)認定を受けている方
 のうち、所得の低い方に対して介護保
 険施設やショートステイの利用時に
 かかる食費・居住費(滞在費)の自己
 負担額が軽減される制度です。

現在、介護保険負担限度額認定証
 をお持ちの方は、**有効期限が7月31
 日(月)**です。8月以降も引き続き認定
 を受けるためには、更新手続きが必
 要です。

6月下旬に現在認定を受けている
 方に対して、更新手続きの案内を送
 付しましたのでご確認ください。更
 新案内は8月以降の認定を保証する
 ものではありません。

対象

次のすべてに該当する人
 ・本人及び世帯全員が住民税非課
 税であること。

・別世帯に配偶者(事実婚を含む)
 がいる場合、その方も住民税非課
 税であること。

・本人及び配偶者が所有する預貯金
 等の資産合計額が基準額以下であ
 ること。

申込 6月26日(月)から(土・日曜・祝
 日を除く)

詳しくは、高齢福祉課までお問い
 合わせください。

問合先 高齢福祉課

☎444・3141

FAX 443・3555

**社会福祉法人等による利用者負担
 額の軽減制度のお知らせ**

あらかじめ利用者負担の軽減を実
 施する旨を申し出た社会福祉法人等
 が運営する特別養護老人ホーム、訪
 問介護、通所介護等を利用する場合、
 サービス利用に伴う利用者負担が軽
 減される制度があります。

対象

(1) 次のすべてに該当する人

・世帯員の中に市民税課税者がい
 ない

・年間収入が単身世帯で150万